

いじめ防止基本方針

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめは、すべての生徒に関係する問題であること。
- (2) いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
- (3) すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。
- (4) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 組織の設置等

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめの防止等の対策のための組織」として「いじめ防止対策委員会（生徒指導推進委員会）」を置く。さらに校務分掌に「いじめ情報集約担当者」を位置づける。

※「いじめ防止対策委員会（生徒指導推進委員会）」

＜構成員＞ 校長、教頭、生徒指導主事（いじめ情報集約担当者）、学年生徒指導担当、養護教諭、心の教室相談員

3 基本方針の内容

- (1) 学校、家庭、地域その他の関係者間の連携等により、いじめの問題への対策を進め、いじめの防止等の対策をより実効的なものにするため、基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめの防止等のための取組を定める。
- (2) 本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止等の対策が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載する。
- (3) 家庭、地域に法の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の浸透や、生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上等を図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実施状況の継続的な検証を行う。
- (4) より実効性の高い取組を維持するため、基本方針の記載内容についても、本校の実情に照らして適切に機能しているかを定期的に点検し、必要に応じて見直す。

4 いじめの定義（いじめ防止対策推進法）

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立って見極める。
- (2) いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。
- (3) いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの子どもにも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させる。
- (4) 当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- (5) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校全体において組織的」に行う。
- (6) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の生徒や、塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒間の何らかの人的関係を指す。
- (7) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目して見極める。
- (8) インターネット上で悪口を書かれた生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については、**刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になりえるなど、法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。**
- (9) いじめられた生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要するものとは限らない。具体的には、好意から行った行為が、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような事案については、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する。
- (10) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。
 - (ア) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - (オ) 金品をたかられる
 - (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - (ク) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に市教育委員会及び警察に相談・通報し、連携した対応を取っていく。

5 いじめの理解

- (1) いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。

- (2) いじめから子どもを救うためには、大人も子どもも、一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。
- (3) いじめは、どの学校でも、どの子どもにも、起こりうるものである。
- (4) いじめの責任をいじめられる側に求めるものではない。嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもある。
- (5) 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。
- (6) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構成上の問題（無秩序性や閉塞性等）、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成されるようにすることが必要である。

6 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図る。

(1) いじめの防止

- いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、すべての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げる。
- 生徒には様々な背景（障がいのある生徒、感染症等により患した生徒等）がある生徒もいることから、学校として特に配慮が必要な生徒には、日常的に、当該生徒の背景を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- 学校の教育活動全体を通して道徳教育や人権教育を充実させ、読書活動体験活動等を推進することにより、生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育む。
- 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- 学校の教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進める。
- 自他の意見に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図る。
- ストレスに適切に対処できる力を育むことや、すべての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを図る。
- いじめの問題への取組の重要性について保護者や地域等に認識を広め、家庭、学校、地域が一体となって情報モラルの醸成を含めた取組を推進するための普及啓発を図る。

(2) いじめの早期発見

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処が前提であり、すべての職員が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高める。またいじめ情報収集担当教師を位置付ける。
- いじめは職員の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめの認知に努める。
- いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等を行い、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- 家庭、地域、関係機関と連携して生徒を見守る。

(3) いじめへの対処

- いじめがあることが認知された場合は、直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導するなど、組織的な対応を行う。
- 家庭や市教育委員会への連絡・相談等、事案に応じ、関係機関と連携して対応する。
- 職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておく。
- 学校における組織的な対応を可能とするような体制整備を行う。
- いじめの解決とは、いじめた生徒によるいじめられた生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、いじめられた生徒といじめた生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。
- すべての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(4) 家庭や地域との連携について

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が必要であり、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設け、「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供するなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進する。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応については、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、医療機関等）との適切な連携を図り、平素から、学校と市教育委員会及び関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築する。

そのうえで、天草地区学校等警察連絡協議会等において情報交換を活発に行い、教育相談の実施に当たり必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図り、又は、地方法務局等、学校以外の相談窓口についても生徒へ適切に周知することなどに取り組む。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために実施する施策

いじめの防止等のための取組

いじめの防止等のために本校が実施する取組は、以下のとおりである。

(1) いじめの防止

- 学校の教育の根幹に人権教育を据え、全ての教育活動を通して道徳教育を充実させ、様々な体験活動を通して豊かな人間性や社会性を育む取組の充実を図る。いじめの未然防止に重点を置いた総合的な対策を継続的に推進する。
- いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、「連絡協議会」等既存の組織を活用し、学校、家庭、地域、関係機関の連携の強化を図る。
- 生徒に、日常を離れた異年齢集団の中で体験活動や交流活動の機会を提供し、自ら主体的に考え、仲間とお互いに協力し合って行動する等の活動を通して、コミュニケーション能力向上を図るとともに、他者を思いやる心を育むことで、楽しく登校できる学校づくりを推進する。
- 熊本の心「助けあい、励ましあい、志高く」を大切にし、郷土を愛し、健全な青少年を育成するための風土づくりに向けた取組を進める。
- 保護者が、子どもの規範意識を養うなど、法に規定された保護者の責務等を果たし、子どもと適切に関わることができるよう、「くまもと家庭教育支援条例」の周知や「くまもと『親の学び』プログラム」の実施等を通じた啓発活動を行い家庭教育の支援を行う。
- いじめの防止等のための対策が適切に行われるよう、生徒指導に係る体制等の充実を図り、いじめの防止を含む教育相談を実施する。
なお、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校支援アドバイザー、いじめ・不登校アドバイザー等の派遣を要請する。
- 熊本県少年保護育成条例に基づき、18歳未満の生徒が使用する携帯電話等へのフィルタリング普及を促進し、学校裏サイト等のコミュニティサイトへの接触を回避させ、インターネット上でのいじめをしないさせない環境づくりに努める。また、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のサービス利用で生徒がいじめや犯罪に巻き込まれないよう、情報安全の観点から、情報モラル教育を充実させるとともに、保護者等への啓発を図る。
- 携帯・スマホ安全教室、薬物乱用防止教室等を通して法やルールを守る心の教育の充実を図る。
- 教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招く場合もある。特に体罰については、暴力を容認するものであり、生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、生徒を傷つけ、又は、他の生徒によるいじめを助長することもあることから、校内研修等により体罰禁止の徹底を図る。また、教職員一人一人の言動が、生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、生徒に言葉の大切さを気づかせる指導を行う。特に、協働的な学びを重視した授業が推奨される中、授業に関する発言と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言等については、これを見逃さない教職員の資質を高める。
- 教職員のいじめに対する基本的認識を深め、いじめの防止等に向けた実践的指導力を向上させるため、校内研修等の充実を図る。
- 学習発表会、全校集会等における生徒を主体とした活動を通して、人権意識の高揚と一人一人の人権を尊重しようとする実践力や行動力を育てる取組の充実を図る。

(2) いじめの早期発見

- いじめに関する通報及び相談を受け付けるための相談機関の周知徹底を図る。
- 「心のアンケート」、「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」等を活用し、いじめを早期に発見するための定期的な調査等を実施するとともに、教育相談体制を充実させるなどして、いじめの早期発見に努める。また、いじめ情報収集担当教師を位置付ける。

(3) いじめへの対処

- いじめを受けた生徒と、いじめを行った生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及び、いじめを行った生徒に対する指導又は、その保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、市教育委員会等を通じて学校相互間の連携・協力体制の整備に努める。
- いじめの行為が犯罪と思われる場合には、市教育委員会と連携し、適時適切に相談を行うなど、市教育委員会及び警察との連携・協力体制の整備に努める。
- 重大ないじめ事案に対しては、市教育委員会へ速やかに報告するとともに、指示を仰ぎながら必要な措置を速やかに講ずる。
- いじめの解消の判断については、被害生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為が少なくとも3か月止んでいることを目安とする。

(4) いじめの解消

いじめが表面的には解決していても、その後の状況を継続して注視していくことが必要である。また、全ての生徒が、発生したいじめに向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員としてお互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている場合であるが、満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- いじめに係る行為が止んでいる。
 - ・ いじめに係る行為が、少なくとも3か月止んでいること。
 - ・ いじめ被害の重大性から更に長期間の注視期間を必要と認めた場合は必要な期間を設定する。
- 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
 - ・ 心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) その他の取組

- インターネットを通じて行われるいじめに学校が早期かつ継続的に対処するため県教育委員会が行うネットパトロール等の報告を受け、該当生徒及びその保護者へ指導を行う。
- 各種研修会や通知等を通じ、いじめが生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動に努める。
- 「心のアンケート」の結果分析や生徒指導担当者会議等での情報共有等を通じて、いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、教師向けの指導用資料やチェックリストの配付とその活用などを通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を図る。
- 朝の健康観察の記入やストレスチェックリスト等を用いて現在の心の状態を把握し、生徒を要観察しながら声かけを行う。また、生徒会主催によるレクレーションを行い、コミュニケーション能力の育成やストレスの軽減を図る。
- 校長は、評価者評価において、職員の問題行動等への対応力を把握するとともに、日頃から生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際に問題を隠さず報告するなど、迅速かつ適切な対応等について指導・助言を行う。

(6) いじめ防止年間行動計画

月	取組内容	実施主体等
4	・入学式 ・新入生歓迎行事（生徒会レクリエーション）	1年部・教務 生徒会執行部
5	・体育大会	保健体育科
6	・集団宿泊教室 ・人権旬間 ・中体連選手推戴式 ・中体連応援メッセージの作成 ・教育相談（アンケート含む） ・心のアンケート	1年部 人権教育主任・生徒会評議員会 保健体育科 生徒会執行部 教育相談担当 生徒指導
7	・命を大切にすることを育む週間	道徳教育推進教師
8	・人権作文	人権教育主任
9		
10	・修学旅行 ・合唱コンクール	2年部 音楽科
11	・教育相談（アンケート含む）	教育相談担当
12	・ロードレース大会 ・人権旬間 ・心のアンケート	保健体育科 人権教育主任・生徒会評議員会 生徒指導
1	・生徒会役員任命式	生徒会
2	・人権旬間 ・教育相談（アンケート含む）	人権教育主任・生徒会評議員会 教育相談担当
3	・卒業証書授与式	3年部・教務

【子どもの居場所づくり推進テーブルを活用した取組】

視点	主な取組
視点①【人間関係】 生徒同士のつながり	縦割班清掃
	部活動等での仲間づくり
	生徒会各委員会による「いじめの防止と早期発見」を意識した常時的活動の取組
	授業の導入時や行事における生徒同士のコミュニケーションスキルを高める場の設定
視点②【信頼関係】 教職員と生徒のつながり	生活ノート「しおさい」でのやりとり
	「心のアンケート」、教育相談の実施
	朝の挨拶運動や下校指導、または昼休み等に生徒とともに行う活動
視点③【一致団結】 組織体としての教職員同士のつながり	各種委員会での共通理解、共通実践
	毎週金曜日「生徒理解」での共通理解
視点④【連携・協働】 学校と家庭、地域、関係機関とのつながり	各種通信による情報提供と共有
	あんしんメールによる情報提供

2 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又は学校による調査

① 重大事態の発生と調査

ア 重大事態の意味について

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会と協議し、迅速に調査に着手する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして報告・調査等に当たる。生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと判断できないこととする。

イ 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

重大事態が発生した場合、校長を通じて教育長へ、事態発生について報告するとともに、調査組織を設置し、速やかに調査等の措置を講ずる。その際、法第28条第3項の規定に基づき、市教育委員会の調査を依頼し必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を要請する。

ウ 調査を行うための組織について

調査組織は、「いじめ調査チーム」とする。

ただし、本校では適切な専門家の確保が困難と考えられるので、市教育委員会に、S S W等の適任者派遣の要請を行う。

この調査組織による調査は重大事態への対処又は重大事態と同種の事態発生防止の観点から、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客観性・合理性を確保する。

- a 調査のための組織に必要な応じて専門家等の第三者を加え、公平性・中立性を担保する。

- b いじめを受けた疑いのある生徒本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。
- c 在籍生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を取る。
- d 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- e 保護者や生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。

エ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、因果関係の特定を急ぐものではなく、客観的な事実関係を明確にし、事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

(ア) いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行うことが考えられる。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめられた生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を直ちに止めさせる。

いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

(イ) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡等、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議し、速やかに調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等がある。

なお、生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」（生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

オ その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、積極的な支援を行う。また、重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合もある。生徒や保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

② 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過を報告する。

これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍生徒やその保護者に説明するなどの措置を講じる。

また、調査を行う場合においては、市教育委員会から、情報の提供の内容方法時期等について必要な指導及び支援を受け、状況に応じた適切な対応を講じる。

イ 調査結果の報告

調査結果については、校長は教育長に報告する。

(2) 再調査

市教育委員会から、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の防止のため必要があると判断された場合は、「天草市いじめ調査チーム（仮）」の再調査を受ける。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の見直しの検討

基本方針について定期的に点検及び必要に応じた見直しを行う。

2 基本方針の公表

学校基本方針は学校のホームページ等で公開し、保護者や地域住民等が確認できるようにする。